

曾爾村地域旅行券 運用マニュアル

曾爾村地域旅行券（以下、「地域旅行券」）の換金の流れ

番号	ご説明
1	寄附者が寄附の申込をし、返礼品として地域旅行券を選択
2	月末〆にて、申込のあった寄附者宛に寄附額の3割に相当する地域旅行券を寄附者へ郵送します
3	寄附者が来訪し、地域旅行券を使用します
4	使用された地域旅行券を毎月10日（10日が休祝日の場合は、その直前の平日）に、所定の請求書にて一般社団法人SONI SUMMITへ請求してください（※）
5	一般社団法人SONI SUMMITより、事業者様の口座へ代金をお支払いいたします

（※）原則として、地域旅行券の有効期限が切れる月の翌月10日（10日が休祝日の場合は、その直前の平日）までに請求をお願いします（ただし、その月末まで請求は可能です）

地域旅行券の換金の流れ（例示）

イベント	日程
地域旅行券発行	9/15
利用可能最終日（利用者）	3/13
請求可能最終日（加盟店）	4/30
入金期限（※） （SS⇒加盟店）	5/31

加盟店からの請求対応に関する考え方については、下記の通り

地域旅行券持込可能日：毎月10日（10日が休祝日の場合は、その直前の平日）

入金期限：翌月中

入金方法：振替のみ

地域旅行券の換金の流れ（イメージ）

発行者
（（一社）SONI SUMMIT）

曾爾村
（業務委託先：（一財）曾爾村観光振興公社）

地域旅行券郵送

請求

支払

寄附

利用者
（ふるさと納税者）

地域旅行券使用

加盟店
（利用可能施設）

物品・サービス提供

運用上の留意点

- **地域旅行券は 1 枚1,000円相当です**
- **釣銭は出さないこととなっております**
- **有効期限を過ぎた地域旅行券は受け取らないようお願いいたします**
- **請求は必ず毎月10日（10日が休祝日の場合は、その直前の平日）に行ってくださいますようお願いいたします**
- **ご請求の際は、必ず使用済地域旅行券を添付してください（使用済地域旅行券には、券面に利用日および加盟店名を記入してください）**
- **請求書は指定の様式（曽爾村地域旅行券規約・別記様式第5号）にて作成いただき、必ず事業者名等の印を押していただくようお願いいたします**